多摩地域における体験型英語学習施設 整備・運営事業者 審査基準

	< 目 次 >
1	審査内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2	審査方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3	審査結果の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
4	審査の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
5	審査項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
6	基本要件の審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
7	事業応募者提案等の審査・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
8	事業の経営に関する評価・・・・・・・・・・・・・ 7
9	総合的な評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

※ 本審査基準における用語の定義は、多摩地域における体験型英語学習施設整備・運営事業者 募集要項で定めるところによります。

1 審査内容

事業応募者及び事業応募者から提出された提案書等について、審査基準に従い、①基本要件の審 査及び②事業応募者提案等の審査を行います。

①基本要件の審査では、事業応募者の構成等及び欠格事項の有無を確認し、基本要件を満たして いない事業応募者を失格とします。

また、②事業応募者提案等の審査では、提案書等及び事業応募者によるプレゼンテーションの審査を行います。

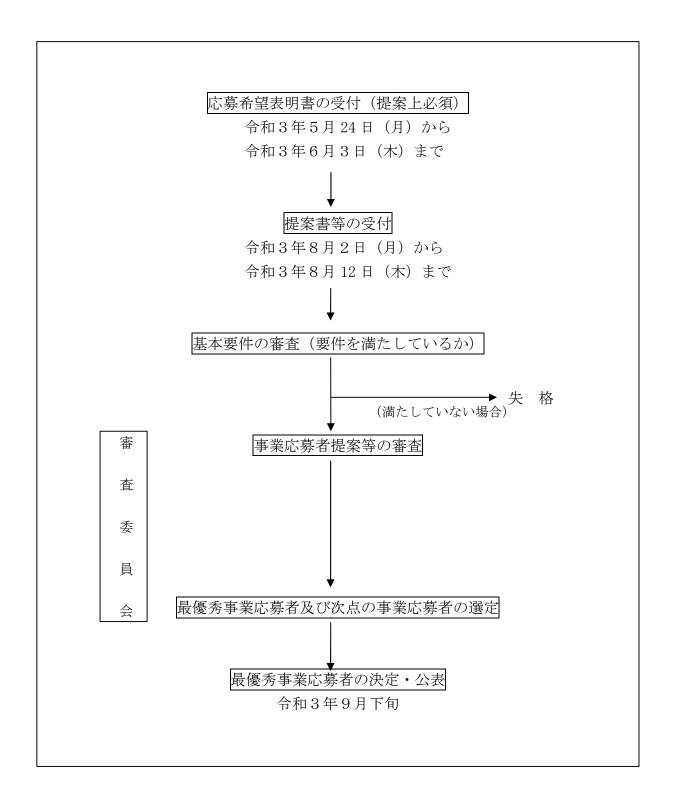
2 審査方法

提案書等の審査では、審査委員会において、審査基準に従い、事業者としての適格性を有し、かつ、提案事業内容に問題のない者の中から、最優秀事業応募者及び次点の事業応募者を選定します。 審査に当たっては、提案書等の書面による1次審査を行います。1次審査を合格した事業応募者を対象に、提案書等及びプレゼンテーションに基づく2次審査を行い、最優秀事業応募者及び次点の事業応募者を選定します。

東京都教育委員会は、当該審査委員会により選定された最優秀事業応募者を、本事業の整備運営 にかかる事業予定者として決定します。

3 審査結果の公表

審査結果について、最優秀事業応募者及びその者の提案内容の概要を公表します。提案内容の概要として、特徴的なプログラムの内容等を公表することを予定しています。



5 審査項目

(1) 基本要件の審査

基本要件を満たしていることを審査します。

(2) 事業応募者提案等の審査

事業応募者提案等に対して、具体性、合理性、実効性及び独自性の視点で審査し、最優秀事業応募者及び次点の事業応募者の選定を行います。

ア 事業応募者提案の審査

- (ア) 事業の基本的な事項
 - a 事業・施設コンセプト
 - b 目標設定、効果検証
 - c 開業時期、開業までの工程表、運営期間
 - d 利用者·受入見込数
- (イ) プログラム
 - a プログラムの環境
 - (a) 良質で豊富なプログラムスタッフによる提供
 - (b) 児童・生徒の少人数グループによる活動
 - (c)活動場所及び提供形態
 - b プログラムの内容
 - (a)目的、場面、状況の設定
 - (b) 学校が利用しやすく、かつ利用効果を高める仕組みづくり
 - (c) 多摩地域の特性を活かしたプログラム
 - c その他
- (ウ) 施設運営事項
 - a 営業日及び時間
 - b 施設利用者の収容能力、同時収容数、1日当たり受入人数
 - c 人事管理
 - d 利用の予約・受付方法
 - e 利用料金
 - f 営業及び広報
 - g 安全衛生及び危機管理
- (工) 施設整備事項
 - a 設計·空間創出
 - b 施設改修等
 - c 施設改修等経費
- イ 事業の経営に関する評価
 - (ア) 事業応募者
 - (イ) 本事業の収支

(ウ) 事業実績

ウ 総合的な評価

上記の審査・評価項目のほか、総合的な評価を行います。

6 基本要件の審査

多摩地域における体験型英語学習施設整備・運営事業者募集要項に示す、次の内容に沿ったものとなっていることを確認します。

(1) 事業応募者の構成等

ア 事業応募者は、本事業の中心的立場で、本事業に関する企画・運営及び本事業の関係者の相互 調整を統括して行う役割を担うとともに、東京都教育委員会との連絡調整及び必要手続を行い、 事業の円滑な遂行に責任を持つ体制を確保できていること。事業応募者が民間事業者グループの 場合は、参画者の中から上記の役割を果たす者を一者選定していること。

イ 参画者は、他の事業応募者の参画者として重複参加していないこと。

(2) 事業応募者の欠格事項

事業応募者及び協力会社は、欠格事項に抵触していないこと。

7 事業応募者提案等の審査

多摩地域における体験型英語学習施設整備・運営事業者募集要項の「第1 事業の内容」の4で 東京都教育委員会が事業応募者に求める内容に沿ったものとなっていることを審査します。

審査に当たっては、本要項、TGG及び学校教育について深く理解し、現在の状況を踏まえた提案となっていること、具体性があること、実現可能性が期待できること、同様の事業を運営した実績又はそれに相当する根拠があること、本事業の教育施策としての意義に賛同し、主体的に継続的かつ丁寧な運営及び更なる改善を行うことが期待できることを共通事項として評価します。

審査に当たっての各事項の着眼点は、次のとおりとします。

(1) 事業の基本的な事項

ア 事業・施設コンセプト

基本コンセプトが、本施設を利用する児童・生徒にとって実社会で英語を使用する楽しさや必要性を体感でき、英語学習の意欲向上のきっかけ作りとなるようなプログラムや施設づくりとなっていること。

イ 目標設定、効果検証

- (ア) 本事業の目的に合致した目標設定であること。
- (4) 数値等の具体的な目標を設定し、実績を継続して把握するとともに、その結果をプログラム 内容に反映する仕組みが導入されていること。

また、効果の検証について、児童・生徒の変容など教育的な効果を測れる目標設定及び効果検証が含まれていること。

- ウ 開業時期、開業までの工程表、運営期間
 - (ア) プログラム作成、施設改修、人材確保等のスケジュールが具体的かつ合理的なものであり、 迅速性及び実現可能性が高いこと。
 - (イ) 開業時期、運営期間が適切であり、設定に当たっての考え方が具体的であること。
- エ 利用者・受入見込数

募集要項に示した要件を踏まえた設定であるとともに、事業の安定性等の観点からの工夫がな されていること。

(2) プログラム

ア プログラムの環境

(ア) プログラムを実施するために必要なプログラムスタッフを、主体的に十分な人数について確保し、育成するようになっていること。

プログラムスタッフは、英語を母語とする者又はその者と同程度の語学力、児童・生徒の発話を引き出すコミュニケーションスキル及び必要な知識や経験並びに指導力を備えていることとし、一つの国の出身者に偏らないようになっていること。

- (イ) プログラムスタッフ1人に対する利用者の数が、プログラムの効果を十分得られるものとなっていること(スタッフ1人に対する利用者は 10 人程度までとするが、より少人数であることが望ましい)。
- (ウ) スタッフの語学力や指導力等を効果的に活用した環境を構築していること。 また、実施に当たり、障害のある児童・生徒の利用についての配慮がなされていること。

イ プログラムの内容

- (ア) 児童・生徒の発達段階や英語の習熟度等を踏まえ、適切な「目的、場面、状況」を設定できるよう工夫されていること。
- (4) 以下のプログラム又はコースを含み、それぞれについて学校が利用しやすく、かつ利用効果 を高める仕組みづくりの工夫が行われていること。
 - a 英語を教わるだけではなく、使う楽しさや必要性を体感できる体験的・実践的なプログラム
 - b 主体的に英語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養うとともに、情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりする能力、特に英語の「話すこと」及び「聞くこと」の能力を高める活動
 - c 児童・生徒が自主的、実践的に取り組む集団活動(グループワーク、グループディスカッション等)
 - d 横断的・総合的なプログラムテーマに基づき、探究的な学習を行うことができるプログラム
 - e 個々の児童・生徒の活動状況に関する個別のフィードバックを提供する仕組み
 - f 学校での事前・事後の学習との連携を図る仕組み
 - g 我が国の伝統・文化や国際社会の多様性を理解できるプログラム
- (ウ) 以下の多摩地域の特性を活かしたプログラムについて、少なくともいずれか一つが含まれ具体的に説明されていること。
 - a 多摩地域の自然、産業、文化財等の地域資源を取り込むなど、多摩地域の特性を活かしたプ

ログラム

b 多摩地域に所在する、外国人留学生を有する大学や地域に所在する企業との連携等、多摩地域の特性を活かしたプログラム

ウその他

上記のほか、プログラムの効果的な提供等についての創意工夫がなされていること。

(3) 施設運営事項

ア 営業日及び時間

- (ア) 児童・生徒の年齢や発達段階等を踏まえた適切な時間帯が設定できていること。
- (4) 児童・生徒以外を対象とする場合は、児童・生徒の利用に支障が生じないよう、配慮及び工夫がなされていること。
- イ 施設利用者の収容能力、同時収容数、1日当たり受入人数
 - (ア) 原則として 200 人程度の児童・生徒が入場し、児童・生徒が同時にプログラムへの参加やその他の活動ができること。
 - (イ) 上記(ア)の収容能力とは異なる施設設計をする場合には、その必要性及び優位性等を具体的 に説明できていること。

ウ 人事管理

- (ア) プログラム監修者を配置していること。
- (4) 運営体制や労務管理体制が構築されていること。
- (ウ) プログラムスタッフが安定的に確保できること。
- (エ) スタッフの育成計画の効果及び実現性が高いこと。
- (オ) 統括責任者を配置していること。

エ 利用の予約・受付方法

- (ア) 東京都に所在する学校の利用を最優先できる仕組みが講じられていること。
- (4) 個人情報が適切に管理される対策が講じられていること。
- (ウ) 団体利用時も円滑な受付が可能となるよう対策が講じられていること。

才 利用料金

- (ア) 東京都に所在する学校の団体利用について、TGGと同等又はより安価な料金が設定されて おり、プログラム内容や、利用者の年齢・発達段階、参加形態、時間帯等を踏まえて適切な料 金が設定されていること。
- (イ) 東京都内在住又は在学の児童・生徒の個人利用についても、(ア)と同様に安価な料金が設定されていること。

カ 営業及び広報

- (ア) 効果的な営業・広報活動が計画できていること。
- (イ) 効果的な集客手法を計画していること。
- (ウ) 学校利用に限らず、個人での利用や継続利用の促進も図られていること。

キ 安全衛生及び危機管理

(ア) 利用対象者の年齢や発達段階を踏まえるとともに、新型コロナウイルス感染症対策の観点か

- ら、安全面や衛生面についての配慮が十分になされていること。
- (4) 事故や災害発生時などの緊急時に備えた危機管理対策が十分に講じられていること。

(4) 施設整備事項

ア 設計・空間創出

- (ア) 英語や異文化への興味や関心を喚起する魅力的な空間を創出できる設計であること。
- (4) 提供するプログラムとの整合性が図られていること。
- (ウ) 小・中学生を中心に、適切に対応できる施設となっていること。
- (エ) 障害のある児童・生徒の利用についての配慮がなされていること。
- (オ) 児童・生徒の安全確保及びセキュリティ対策についての配慮がなされていること。
- (カ) 施設・設備整備の実現可能性が高いこと。

イ 施設改修等

- (ア) 事業施設のテナントや利用者への配慮・協力・工夫がなされていること。
- (4) 長期間の運営を想定した維持管理・修繕計画が立てられていること。
- ウ 施設改修等経費

経費を軽減させるための工夫があること。

8 事業の経営に関する評価

多摩地域における体験型英語学習施設整備・運営事業者募集要項の「第3 事業応募者の要件及び審査」の1(4)に示す事業応募者の運営力及び経営能力等について、評価を行います。

(1) 事業応募者

- ア 事業応募者の資力、信用力、履行能力及び参画者相互の関係性が優良なこと。
- イ 参画者間の責任が適切に分担されていること。
- ウ 事業の安定性及び継続性を確保する対策が講じられていること。

(2) 本事業の収支

- ア 提案内容と事業収支計画の整合性が図れていること。
- イ 事業収支の安定性及び継続性を確保できる収支となっていること。 また、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえたリスクへの具体的な対応策が含まれていること。
- ウ 具体的な事業収支が見込めていること。

(3) 事業実績

本事業を企画・運営するに当たり、有用と考えられる事業実績があること。

9 総合的な評価

上記の審査・評価項目のほか、事業応募者の独創性、積極性、対応力等の総合的な評価を行います。